

平成25年 8月30日
商 工 政 策 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成25年6月7日（金） 14時30分～16時20分

2 会 場

県庁北棟5階A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、木村委員、佐川委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【ユニバース南類家店に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また第二種住居地域、第二種低層住居専用地域でもあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【マエダストア鶴田店に係る新設について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また、第一種住居地域、第二種住居地域でもあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配

慮をお願いします。

3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース青柳店に係る新設について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過していることから、騒音の抑制に十分配慮するとともに、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。